

司法面接を用いた被害者聴取が裁判員の判断に及ぼす影響

研究代表者

立命館大学 中田友貴

まえがき

被害者や目撃者の目撃証言が冤罪の要因となることが様々な研究から示されてきたことから、被害者や目撃者の負担が少なく、正確な情報を得る方法として司法面接(*forensic interview*)が国内外において開発・利用されている。1970年代より認知心理学領域において、記憶の可変性や非暗示性が指摘されてきたが、1990年代より児童の被害者を対象とした正確な情報を引き出す司法面接が開発されてきた(仲, 2017)。日本においては2000年代より紹介されはじめ、近年ではNICHDやChild Firstなど国外のプロトコルを国内向けにしたものが司法面接の開発や使用されている(e.g. 仲, 2016)。司法面接の複数のプロトコルが国内でも利用されているが、従来の一連の司法手続きにおいて、被害者に対して様々な機関によって繰り返し供述を求めているが、可能な限りその回数を減らし、心理的負担の軽減を目指すということに関しては一致しているといえる。

前述のプロトコルを使用した、検察官、警察官、児童相談所等によって合同で実施される司法面接は、日本国内でも2015年では実施件数が38件であったが、2020年には2124件と急速に増加している(法務省, 2022)。また2023年には「刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律」(令和5年法律第66号)が成立し、性犯罪の被害者等の供述が記録された媒体が条件付きで証拠能力が付与される規定が新設された。この改正により、従来は被害児童を中心に実施されてきた司法面接は成人の性犯罪被害者にも拡大が予想され、さらには英国では司法面接を一般成人被害者にも実施していることから、将来的には国内でも司法面接の実施は更に拡大していくことが考えられる。そのような知見を有効に活かすためには、専門的な教育を十分に受けている人物が担当することが望ましい。しかし現在、専門的な教育を受けた警察官・検察官はまだ少なく、配置されている地域は非常に偏りがあるといえる。

ただし専門的な教育を受けた捜査官であったとしても、取調べという対人コミュニケーションにおいては、聴取対象者の好みにより捜査官の声や外見などの身体的な特徴の影響を受ける。中田(*in press*)は、性犯罪の捜査経験のある警察官にインタビュー調査を行い、被害者の取調べにおいて近年女性警察官を積極的に担当させるなどの対策は講じられてはいるものの、最適な取調べ実施の障壁となる環境的要因と人的要因の問題を示唆した。環境的要因として勤務時間や迅速な初動捜査の求めなどによる時間的制約、および人員配置などによる地理的制約が挙げられる。また人的要因としては必ずしも女性被害者だからといって女性捜査員を希望するわけではなく、捜査員などと年齢が近い場合などによってはむしろ壮年男性の捜査員を希望する場合がみられた。調査結果を鑑みるに司法面接の教育向上とともに、最適な取調べ実施の障壁となる環境的要因と人的要因の問題を解決する必要がある。

そのような中で、アバターなどのCMCのエージェント技術を用いることで、数少ない専門的な被害者の取調べ技術を学んだ聴取者(取調べ官)の支援となりうる。また地理的な制約や被害者や目撃者の負担となり

うる要因(例えば性犯罪では取調べ官の年齢や容姿など)がこれらの技術を用いることで排除できる可能性がある。武田ら(2021)は、目撃者に対して聴取を行う際に、対面方式・Zoomを用いた非対面方式(映像・音声有)・通話による非対面方式(音声のみ)の3条件で実施し、聴取内容や正確性を比較した結果、対面方式とZoomを用いた非対面方式(映像・音声有)では統計的に同等の聴取内容と正確性がみられた。この研究結果から擬似的な対面であれば、対面と同等の効果が得られる可能性があり、さらVRやHRを用いることにより被害者・目撃者にとって安心できる環境整備と繋がり、正確な情報を獲得できる可能性がある。

一方で、司法面接による取調べ録画映像は裁判の中で裁判員が評価を行う際にバイアスになることが考えられる。すでに日本においては司法面接の録画映像が公判において利用されるケースは、刑事訴訟法の改正前から第321条の伝聞証拠の例外規定を根拠として、決して多くはないものの存在しており、利用や評価のされた方が法学において議論されつつある(e.g. 緑, 2020)。とくに刑事法学の領域では、司法面接記録映像が実質証拠または補助証拠として利用されることの是非、口頭主義・直接審理主義との関連から主尋問の代替とすることの是非などが議論されている。録画された司法面接が公判において証拠利用された場合、裁判官や裁判員は公判での証言などよりも録画映像にもとづいて判断を行う可能性があり、口頭主義に反し、また偏った判断がされる可能性が指摘されている(e.g. 緑, 2020)。また被疑者取調べではあるが、公判においての裁判官、裁判員の判断における取調べ録画映像によるバイアスは一定の知見が示されており(e.g., Lassiter et al., 2009; Lassiter, & Irvine, 1986; 中田・若林・サトウ, 2018)、被害者への司法面接においても同様のバイアスが生じる可能性がある。現状、公判において映像のインパクトの問題は司法関係者に認識されているものの、公判での証拠利用された際の内容の確認方法については規定がない。そのため公判では裁判ごとに司法面接記録映像の確認方法は、映像を視聴する形式か文字起こした文章の閲覧形式のどちらかが採用されているため、映像のインパクトが公正な判断に及ぼすのかについて心理学的な問題として基礎的な知見を積み重ねるために実験的に検討を行なっていく必要がある。

以上を踏まえ、本研究の目的は、刑事司法で司法面接の記録映像が扱われる際の問題点について実験的に検討を行い(研究1)、そしてアバターを用いた新たな聴取手法の検証を行う(研究2)。なお本研究においては、司法面接のプロトコルとして仲(2010;2018)による日本語訳がされたNICHDプロトコルを利用した。NICHDプロトコルはthe Institute of Child Health and Human Development(米國小児健康人間発達研究所)に所属していたLambら(Lamb et al., 2007)によって作成された手法である。面接者が言うべき言葉が台詞のようにスクリプト化(台詞化)されているため、トレーニングや実践が相対的に容易であり、世界的に広く用いられるようになった。研究者による効果検証も多く行われており、エビデンスがもっとも多い面接法だと考えられている(仲, 2017)。日本においても非常に多く用いられており、また他のプロトコルと比較して情報アクセスや利用に関して制限が緩やかであることから日本語版NICHDプロトコルを利用した。

研究1

研究1 目的

研究1では、刑事裁判において司法面接の記録映像が扱われる際の問題点について実験的に検討を行う。公判での証拠利用された際の内容の確認方法については規定がない。そのため公判では裁判ごとに司法面接記録映像の確認方法は、映像を視聴する形式か文字起こした文章の閲覧形式のどちらかが採用されている。しかし先行研究から提示方法により異なる印象を与える可能性が示唆される。そこで研究1では模擬的な司法面接映像を作成し、裁判員として映像の印象を評定してもらうことにより検討を行った。

研究 1-1

研究 1-1：目的

まず研究 1-1 では、児童に対する司法面接映像を作成し、提示方式(書面・映像)により印象に差異があるのか検討を行った。

研究 1-1：方法

実験計画 提示条件(書面提示条件・映像提示条件)の 1 要因 2 水準被験者間計画であった。

研究対象 35 人の日本人大学生・大学院生が参加した(男性 8 名, 女性 27 名, Mean Age = 22.7, SD = 3.0)。

参加者は無作為割付を行い, 17 人が書面提示条件であり, 18 人が映像提示条件であった。

刺激 書面提示条件・映像提示条件でそれぞれ提示する, 書面と映像を刺激として使用した。映像提示条件に提示する映像は, 新たに作成を行った。「感情表出とインタビューの評価に関する実験に使用するための映像作成」と募集された 9 歳の女兒が対象であった。「感情表出とインタビューの評価に関する実験に使用するための映像作成」の目的, 映像作成までの流れを説明後, カメラテストを行った。その後, 機材調整のために待機室にて一人で待機してもらっている中で, 不審者が侵入し, 2 分程度教室内で備品を触り, 盗んでいくという状況を見てもらった。その後, 不審者が出たということから不審者が入室して退室するまでの様子を NICHD プロトコルに則った司法面接にて聞き取りを行い, その様子を録画した。司法面接終了後, デブリーフィングを行った。カメラテストから司法面接終了までは保護者には別室にて児童の様子を視聴してもらった。実験では司法面接場面の映像(11 分程度)を使用した。また書面提示条件で使用した書面は映像提示条件に提示する映像のトランスクリプトを作成し, 書面刺激として使用した。

質問項目 質問項目は Landström ら(2007)や仲(2017)を参考に作成を行った。性別・年齢などのデモグラフィック変数, 面接の聴取者への評価, 被聴取者への評価, 調査協力者の映像視聴時の評価などで構成されていた。

実験方法 「子どもへの面接記録の印象評定に関する調査」への調査協力を募集した。応募した調査協力者にアンケートフォームサイト Qualtrics にて作成したアンケートフォームに PC からアクセスしてもらい, 調査は開始した。調査ではまずデモグラフィック変数に関する項目に回答し, その後映像提示条件では, 面接記録に関する映像を視聴してもらうとの教示後, フルスクリーンで映像を一度提示した。書面提示条件では面接記録に関する文章を提示するとの教示後, 文章を提示した。その後, 面接記録に関する設問に回答を行った。最後に映像に関する不具合などあれば報告してもらい, デブリーフィングを提示後, 調査は終了した。

研究 1-1：結果・考察

まず参加者の感情評価について, 提示条件で t 検定を実施した。その結果, 動揺評価のみ有意な差がみられ, 書面提示条件が映像提示条件よりも高い結果となった。次に被面接者の行動や発話内容の評価に関する項目について t 検定を行ったところ, いずれの項目も有意な差がみられなかった ($p_s > .10$)。そして被面接者の感情評価項目について, t 検定を行ったところ, 好感度, 自然さ, 雄弁さ, 温かさ, 有能さの項目において, 有意な差がみられ($p_s < .05$), いずれも書面提示条件が映像提示条件よりも高く評価されていた。

研究 1-1 の結果から, 公判の際に直接的な評価をされる項目に関しては, 提示方法による差異は見られなかった。ただし参加者の感情評価および面接者の感情評価項目については, いくつかの項目で書面提示条件が映像提示条件よりも高く評価されるという結果となった。映像提示条件と比較すると, 書面提示条件では顔の表情, 声の高さ, ジェスチャーなどの行動的な手がかりが映像刺激には含まれない。感情などは

様々なモダリティにより推測されている。今回用いた映像刺激では、題材が関係者とも思える不審者の目撃に関する証言であり、面接内容もあまり感情的なものがみられないものであった。そのため映像条件では低く評価された可能性がある。

研究 1-2

研究 1-2：目的

研究 1-1 では、被面接者の感情評価などの一部の項目で書面提示条件が映像提示条件よりも高く評価される結果となった。研究 1-2 では、研究 1-1 でみられた提示方式(書面・映像)による印象の差異が被面接者の年齢によっても同様に生じるのか検討を行った。

研究 1-2：方法

実験計画 提示条件(書面提示条件・映像提示条件)×被面接者の年齢条件(4 歳・8 歳・12 歳・16 歳・20 歳)の 2 要因被験者間計画であった。

研究対象 一般人 250 人が参加した。うち回答漏れなどがあった 9 名を除外し、241 名を分析の対象とした(男性 151 名, 女性 89 名, 答えたくない 1 名, Mean Age = 44.0, SD = 9.6)。参加者は無作為割付を行った。

刺激 提示条件については書面提示条件・映像提示条件でそれぞれ提示する, 書面と映像を刺激として使用した。映像提示条件に提示する映像は, 新たに作成を行った。実験 1-1 と同様に「感情表出とインタビューの評価に関する実験に使用するための映像作成」と募集された被面接者の年齢条件(4 歳・8 歳・12 歳・16 歳・20 歳)の人物それぞれ 1 名が対象であった。「感情表出とインタビューの評価に関する実験に使用するための映像作成」の目的, 映像作成までの流れを説明後, カメラテストを行った。その後, 機材調整のために待機室にて一人で待機してもらっている中で, 不審者が侵入し, 2 分程度教室内で備品を触り, 盗んでいくという状況を見てもらった。その後, 不審者が出たということから不審者が入室して退室するまでの様子を NICHD プロトコルに則った司法面接にて聞き取りを行い, その様子を録画した。司法面接終了後, デブリーフィングを行った。20 歳条件の人物を除いて, カメラテストから司法面接終了までは保護者には別室にて児童の様子を視聴してもらった。実験では司法面接場面の映像(11 分~16 分程度)を使用した。また書面提示条件で使用した書面は映像提示条件に提示する映像のトランスクリプトを作成し, 書面刺激として使用した。

質問項目 質問項目は実験 1-1 と同様に Landström ら(2007)や仲(2017)を参考に作成を行った。性別・年齢などのデモグラフィック変数, 面接の聴取者への評価, 非聴取者への評価, 調査協力者の映像視聴時の評価などで構成されていた。

実験方法 「子どもへの面接記録の印象評定に関する調査」への調査協力を募集した。応募した調査協力者にアンケートフォームサイト Qualtrics にて作成したアンケートフォームに PC からアクセスしてもらい, 調査は開始した。調査ではまずデモグラフィック変数に関する項目に回答し, その後映像提示条件では, 面接記録に関する映像を視聴してもらうとの教示後, フルスクリーンで映像を一度提示した。書面提示条件では面接記録に関する文章を提示するとの教示後, 文章を提示した。その後, 面接記録に関する設問に回答を行った。最後に映像に関する不具合などあれば報告してもらい, デブリーフィングを提示後, 調査は終了した。

研究 1-2 : 結果・考察

まず、独立変数を提示条件(書面提示条件・映像提示条件) \times 被面接者の年齢条件(4 歳・8 歳・12 歳・16 歳・20 歳)とし、従属変数を被面接者への印象評価とした多変量分散分析を実施した。その結果、提示条件($F(10, 221) = 6.14, p < .001$)、年齢条件($F(40, 840) = 6.14, p < .001$)で有意であった。また提示条件 \times 年齢条件の交互作用も有意であった($F(40, 840) = 2.35, p < .001$)。「雄弁」、「リラックス」、「暖かさ」においてのみ交互作用が有意であった($p < .001$)。それぞれの項目ごとに年齢別で提示条件の差異を検討したところ、いずれの項目においても 20 歳条件でのみ、提示条件で差異がみられ、書面提示条件が映像提示条件よりも高い評価となっていた($p < .05$)。また年齢条件ではいずれの項目においても 4 歳条件と 8 歳条件、20 歳条件の間に差異はなく($p < .05$)、12 歳条件と 16 歳条件でも差異がなく($p < .05$)、4 歳条件と 8 歳条件、20 歳条件が 12 歳条件と 16 歳条件よりも高い評価となっていた。

次に独立変数を提示条件(書面提示条件・映像提示条件) \times 被面接者の年齢条件(4 歳・8 歳・12 歳・16 歳・20 歳)とし、従属変数を被面接者の内容評価とした多変量分散分析を実施した。その結果、提示条件($F(7, 224) = 3.24, p = .003$)で有意であった。、年齢条件($F(28, 809) = 6.86, p < .001$)で有意であった。また提示条件 \times 年齢条件の交互作用は有意でなかった($F(28, 809) = 1.30, p = .137$)。そこで個別の項目ごとに検討した結果、発言の自発性でのみ提示条件が有意であり、書面提示条件が映像提示条件よりも高い結果となっていた。年齢条件については、4 歳条件が最も高く、8 歳と 20 歳が次点で高く、12 歳、16 歳と低くなっていく傾向が全体としてみられた。

そして、話の説明できない点、全体についての語る割合、内容の真実性、実際に体験していたか、にかんして検討したところ、実際に体験していたかという評価は年齢や提示条件により差異はなく、非常に高い割合で体験していたと評価されていたものの、全体についての語る割合、内容の真実性については、被面接者の内容評価と同様に年齢条件については、4 歳条件が最も高く、8 歳と 20 歳が次点で高く、12 歳、16 歳と低くなっていく傾向が全体としてみられ($p < .05$)、また提示条件については書面提示条件が映像提示条件よりも高い結果となっていた($p < .05$)。話の説明できない点については逆に 4 歳条件が最も低く、8 歳と 20 歳が次点で低く、12 歳、16 歳と高く評価されていた($p < .05$)。

そして聞き取りを行っていた面接者に対する評価を、提示条件(書面提示条件・映像提示条件) \times 被面接者の年齢条件(4 歳・8 歳・12 歳・16 歳・20 歳)を独立変数とし、多変量分散分析を実施した。その結果、提示条件($F(10, 221) = 5.99, p < .001$)、年齢条件($F(40, 840) = 3.21, p < .001$)で有意であった。また提示条件 \times 年齢条件の交互作用も有意であった($F(40, 840) = 1.90, p < .001$)。それぞれの項目に関して単変量検定を行ったところ、「知的に見えた」($F(4, 230) = 5.70, p < .001$)および「有能に見えた」($F(4, 230) = 3.24, p = .001$)で交互作用がみられた。「知的に見えた」について年齢ごとに比較したところ、4 歳条件、12 歳条件で提示条件に有意な差がみられ($p < .05$)、4 歳では映像提示条件が書面提示条件よりも評価が高く、12 歳では書面提示条件が映像提示条件よりも評価が高い結果であった。また「有能に見えた」評価については 12 歳でのみ、書面提示条件が映像提示条件よりも有意に評価が高い結果であった。「リラックス」および「説得力のある話」では提示条件の主効果がみられ、書面提示条件が評価の高い結果であった($p < .05$)。年齢条件については「好意的」、「暖かい」、「親切」でみられ、4 歳条件が他の年齢条件と有意に低い評価がされていた($p < .05$)。

研究 1-2 では、研究 1-1 でみられた提示方式(書面・映像)による印象の差異が被面接者の年齢によっても同様に生じるのか検討を行った。研究 1-2 の結果から、被面接者の印象や内容に関しては、提示方式により差異がみられ、書面提示条件のほうが映像提示よりも印象がよく、また内容に関しても年齢によって効果

に差異はあるものの、書面提示条件のほうが映像提示よりも高い評価となっていた。提示条件に関しては、研究 1-1 よりも堅牢に効果がみられたといえる。この差異に関しては、研究協力者が大学生か一般人という差異に起因する可能性があり、年齢による検討を行う必要がある。また内容評価に関しては、年齢により主効果がみられ、4 歳条件が最も高く、8 歳と 20 歳が次点で高く、12 歳、16 歳と低くなっていく傾向が全体としてみられ、また同年代と比較しても同程度であると考えられる。今回作成、利用した映像内での証言は、実際の体験と比較した記憶・証言内容の正確性は、一般と同様に年齢が高くなるにつれ、正確なものであった。そのため、この評価は映像内容に起因するものとは考えられない。また文章提示条件でも映像提示条件でも見られたため、あくまで文字情報から受け取られる範囲で生じている可能性が高い。そのため、年齢による社会的なイメージに起因する可能性がある。

研究 2

アバターなどの CMC のエージェント技術を用いることで、数少ない専門的な被害者の取調べ技術を学んだ聴取者(取調べ官)の支援となりうる。また地理的な制約や被害者や目撃者の負担となりうる要因(例えば性犯罪では取調べ官の年齢や容姿など)がこれらの技術を用いることで排除できる可能性がある。そこで研究 2 では 2 つの実験から CMC のエージェント技術により、新たな取調べ手法の有効性の検討を行う。

研究 2-1

研究 2-1 : 目的

研究 2-1 では、アバターでの目撃者・被害者取調べにおいて、印象に差異が生じるか検討を行うことを目的とした。そのために取調べ官の外見がアバター・人間で模擬的な取調べ映像を作成し、印象の評価を行ってもらい、外見 (アバター・非アバター) により印象への影響について実験的に検討した。

研究 2-1 : 方法

実験計画 外見条件(アバター条件・非アバター条件)の 1 要因 2 水準被験者間計画であった。

研究対象 236 人の日本人大学生が参加した。参加者は無作為割付を行い、118 人がアバター条件であり、118 人が非アバター条件であった。

刺激 アバター条件・非アバター条件でそれぞれ映像刺激を使用した。まず非アバター条件の映像を新たに作成した。20 代スーツ姿の男性を上半身にフォーカスをあて、警察官としての自己紹介と事件について聞き取りを行っていくことを伝える 1 分程度の映像を作成した。アバター条件の映像は、非アバター条件の映像をもとに、Animaze by FaceRig (Holotech Studios Inc.社製ソフトウェア) を利用し、映像中の人物の表情や姿勢を中性的な人物の 3D キャラクターに変換し、映像を作成した。

質問項目 質問項目は Landström ら(2007)と仲(2017)を参考にして、作成を行った。性別・年齢などのデモグラフィック変数、映像の人物についての評価(10 項目)、面接の録画に関する質問 (22 項目) で構成されていた。

実験方法 「面接記録の印象評定に関する調査」への調査協力を募集した。応募した調査協力者にアンケートフォームサイト Qualtrics にて作成したアンケートフォームに PC からアクセスしてもらい、調査は開始した。調査ではまずデモグラフィック変数に関する項目に回答し、その後、面接記録に関する映像を視聴してもらったとの教示後、条件ごとの映像をフルスクリーンで一度提示した。その後、面接記録に関する設問に回答を行った。最後に映像に関する不具合などあれば報告してもらい、デブリーフィングを提示後、調査は

終了した。

研究 2-1 : 結果・考察

まずマニピュレーションチェックとして取調べ録画に関する質問の 22 項目を外見条件で t 検定を行った。その結果, 「15. 【性被害の場合】 面接は、女性面接官が行うべきである。」 ($t(234)=-2.29, p=0.02$) および 「16. 【性被害の場合】 心のケアをしつつ事実確認を行うのがよい (カウンセラー等が面接するのがよい)。」 ($t(234)=2.13, p=0.03$) のみ有意差がみられたが、どちらも天井効果がみられていた。またその他の項目は有意な差はみられなかった ($p.s > .05$)。そのため、今回の分析では取調べや取調べ録画に関して、差異はなかったと判断した。

次に映像の人物についての評価(10 項目)について、外見条件で t 検定を行った。その結果, 「好意度」 ($t(232)=-3.15, p=0, d=-0.41$), 「自然さ」 ($t(232)=-2.97, p<0.001, d=-0.39$), 「知的」 ($t(231)=2.15, p=0.03, d=0.28$), 「リラックス」 ($t(232)=-4.9, p<0.001, d=-0.64$), 「暖かい印象」 ($t(232)=-4.94, p<0.001, d=-0.64$), 「親切」 ($t(232)=-3.15, p<0.001, d=-0.41$) で有意な差がみられ、いずれもアバター条件が非アバター条件より高い結果となった。それら以外の項目(「信憑性」, 「雄弁」, 「説得力」, 「有能」)については、有意な差はみられなかった ($p.s > .05$)。

研究 2-1 では、アバターでの目撃者・被害者取調べにおいて、印象に差異が生じるか検討を行うことを目的とした。研究 2-1 の結果からアバター条件では被アバター条件と比較して、外見に関わる印象については向上しており、発話や発話内容に関する印象には差がみられなかった。今回、音声に関してはアバター条件と非アバター条件では全く同じものであったため、変更のあった外見に関わる印象のみ差異が生じていたのであろう。研究 2-1 から非アバター条件と比較するとアバター条件での司法面接が安心感や信頼感を向上させることが示唆された。これらの結果から、アバターを利用した司法面接が有効であることが示唆される。しかしあくまで実験 2-1 では、映像における印象評価のみ行っている。さらに聴取を行う際にアバターを用いた場合について比較を行う必要がある。

研究 2-2

研究 2-2 : 目的

研究 2-1 では、模擬的な取調べ映像における外見 (アバター・非アバター) が印象へ及ぼす影響について検討を行い、アバターの利用により司法面接での取調べ官への安心感や信頼感を向上させることが示唆された。しかしあくまで映像の印象評価であり、司法面接を用いた聴取においても検証を行う必要がある。そこで研究 2-2 ではアバターを利用した司法面接を行った際に、非聴取者が聴取者の印象評価へ及ぼす影響について検討を行う。

研究 2-2 : 方法

実験計画 外見条件(アバター条件・非アバター条件)の 1 要因 2 水準被験者間計画であった。

研究対象 23 人の日本人大学生が参加した。参加者は無作為割付を行い、12 人がアバター条件であり、11 人が非アバター条件であった。

映像刺激 2 分程度の模擬置引場面の映像刺激を使用した。

質問項目 Landström ら(2007)と仲(2017), および福島・三浦・巖島(2016)を参考にして、作成を行った。性別・年齢などのデモグラフィック変数、面接に対する印象評価 (5 項目)、面接者に対する評価(10 項目)、面接時の感情評価(9 項目)、司法面接に関する知識(2 項目)で構成されていた。

実験方法 「ICT技術を用いた証言聴取に関する実験的検討」と題して調査協力を募集した。調査協力者は実験室にて、アンケートフォームサイト Qualtrics にて作成したアンケートフォームに PC からアクセスしてもらい、調査は開始した。調査ではデモグラフィック変数に関する項目に回答し、映像刺激を Qualtrics 上で視聴した。映像視聴後、実験者は Zoom にて別室の面接官への接続を確認後、退室した。面接官は実験者が調査協力者のいる実験室から退室を確認後、面接を開始した。

面接は仲(2018)の話さない子どもに配慮した NICHD プロトコルにもとづく司法面接の最小限の手続き(2018.11-2023.06)を参考に、ラポール形成時に行う練習課題について、Zoom やアバターで実施する上でそぐわない内容(面接官の靴の色についての設問)の修正を行ったプロトコルにて実施した。また面接時、アバター条件でのみ面接官は、Animaze by FaceRig (Holotech Studios Inc.社製ソフトウェア)を利用し、実験 2-1 と同様のアバターにより面接を実施した。なお平均面接時間は 19 分 38 秒であった(SD 3.09 秒)

面接終了後、調査協力者は Qualtrics にて作成したアンケートフォームから面接や面接に関する設問に回答を行った。調査協力者による回答終了後、実験者はデブリーフィングを実施し、調査は終了した。

研究 2-2 : 結果・考察

まず司法面接の理解度について、外見条件に差異があるか、t 検定によりマニピュレーションチェックを行った。その結果、司法面接についての知識の有無で有意な差はみられず($\chi^2(1)=1.14, p=.286$)、また知識の程度でも有意な差はみられなかった($t(20)=0.00, p=1.00, d=0.00$)。よって条件により、司法面接の知識に関して差異がないことが示された。

そこで(1)面接に対する印象評価(5項目)について、外見条件(アバター条件・非アバター条件)×印象評価(5項目)の2要因混合分散分析を実施した。その結果、外見条件の主効果は有意な差はみられなかった($F(1, 21)=0.26, p=0.62, \text{偏}\eta^2=0.01$)。項目の主効果($F(9, 189)=8.24, p<0.001, \text{偏}\eta^2=0.28$)で有意な差がみられた。また交互作用は10%水準で有意であった($F(9, 189)=1.95, p=0.07, \text{偏}\eta^2=0.08$)。そのため、項目ごとの Holm 法による多重比較を検討したところ、いずれの項目も有意な差はみられなかった($p.s > 0.10$)。

次に面接者に対する評価(10項目)について、外見条件(アバター条件・非アバター条件)×印象評価(10項目)の2要因混合分散分析を実施した。その結果、外見条件の主効果は有意な差はみられなかった($F(1, 21)=0.26, p=0.62, \text{偏}\eta^2=0.01$)。項目の主効果($F(9, 189)=8.24, p<0.001, \text{偏}\eta^2=0.28$)で有意な差がみられた。また交互作用は10%水準で有意であった($F(9, 189)=1.95, p=0.07, \text{偏}\eta^2=0.08$)。そのため、項目ごとの Holm 法による多重比較を検討したところ、「面接官がリラックスしていた」という項目にのみ、アバター条件が非アバター条件よりも有意に高いという結果となった($p=.07$)。

そして面接時の感情評価(9項目)について、外見条件(アバター条件・非アバター条件)×印象評価(9項目)の2要因混合分散分析を実施した。その結果、外見条件の主効果は有意な差はみられなかった($F(1, 21)=0.28, p=0.6, \text{偏}\eta^2=0.01$)。項目の主効果($F(8, 168)=12.32, p<0.001, \text{偏}\eta^2=0.37$)で有意な差がみられた。また交互作用は有意な差はみられなかった($F(8, 168)=1.11, p=0.36, \text{偏}\eta^2=0.05$)。

研究 2-2 ではアバターを利用した司法面接を行った際に、非聴取者が聴取者の印象評価へ及ぼす影響について検討を行った。その結果、面接に対する印象評価および面接時の感情評価においては有意な差がみられず、面接者に対する評価に関しては面接官のリラックス度のみ、アバター条件が非アバター条件より

も有意に高いという結果となった。研究 2-1 と比較すると面接者に対する評価において、研究 2-1 では複数の評価項目で有意な差がみられたが、研究 2-2 では異なる結果となった。

この要因として(1)対話相手への印象形成の時間的な影響と(2)コミュニケーションを行っている関係性の中での評価と第三者による評価の差異、の 2 つ考えられる。(1)対話相手への印象形成の時間的な影響は、研究 2-1 と研究 2-2 で評価対象となる人物との接触時間の差異により、印象評価への外見条件が及ぼす影響に変化が生じた可能性である。対人印象形成においては様々な要因が影響している(相川, 2010)。研究 2-1 では 1 分程度の非常に短時間の映像を視聴してもらい、また発話情報についても評価対象者の情報だけでなく、情報量があまり多いものではなかった。そのため、発話および音声、外見による評価により印象評価が行われた。一方で研究 2-2 では 20 分弱の面接を実施しており、研究 2-1 と比較すると面接者に関する多くの情報に接していた。そのため、相対的に外見による評価が評価対象者の印象評価において重要度が下がったため、研究 2-2 では外見要因による差異がほとんどみられなかった可能性がある。次に(2)コミュニケーションを行っている関係性の中での評価と第三者による評価の差異については、評価対象者との関係性により差異が生じた可能性である。二者間のコミュニケーションとその第三者評価では印象形成において差異があることがこれまでの研究から示されている(e.g. 吉田, 1984)。研究 2-1 において評価対象者と相互的なコミュニケーションを取っておらず、一方で研究 2-2 では相互的なコミュニケーションを行っていた。そのため、研究 2-1 では第三者に関する評価となり、研究 2-2 ではコミュニケーションを行った第 2 者としての評価となった可能性がある。

考察

本研究は刑事司法で司法面接の記録映像が扱われる際の問題点について実験的に検討を行い(研究 1)、そしてアバターを用いた新たな聴取手法の検証を行う(研究 2)ことが目的であった。そのために、研究 1 では裁判員裁判で司法面接の記録映像が扱われた際に生じうる問題点について、判断者への印象評価への提示方法と年齢が及ぼす影響について 2 つの実験から検討を行った。また研究 2 では、精神的な負担軽減や聴取者の外見による差異を減少させるためにアバターを用いた聴取手法の有効性の検証を 2 つの実験により行った。

研究 1 では、まず司法面接の記録の提示方法(書面・映像)で印象評価が異なるのか検討を行った(研究 1-1)。その結果、証言の正確性や信頼性に関しては提示方法による差異がみられなかったものの、被面接者の感情評価項目や面接者の評価などについては提示方法による差異がみられ、書面提示が映像提示よりもより感情的に、また面接者の評価も高く評価されていた。

さらに研究 1-2 では、研究 1-1 でみられた提示方式(書面・映像)による印象の差異が被面接者の年齢によっても同様に生じるのか検討を行った。その結果、被面接者の印象や内容に関しては、書面提示条件のほうが映像提示よりも印象がよく、また内容に関しても年齢によって効果に差異はあるものの、書面提示条件のほうが映像提示よりも高い評価となっていた。提示条件による差異は、今回利用した証言や映像の内容が比較的感情的でないものであり、書面提示においては映像と比較すると情報量が文字情報のみとなったことに起因する可能性がある。また内容評価に関しては、年齢により主効果がみられ、4 歳条件が最も高く、8 歳と 20 歳が次点で高く、12 歳、16 歳と低くなっていく傾向が全体としてみられた。同年代と比較しても同程度であり、実際の内容は一般と同様に年齢が高くなるにつれ、正確なものであった。また文章提示条件でも映像提示条件でも見られたため、年齢による社会的なイメージに起因する可能性がある。この点に関してはさらなる検討を行う必要がある。

司法面接の記録について、現状において口頭主義・直接審理主義との関連から主尋問の代替とすることの是非などが議論されているものの、特に記憶の汚染されやすい児童や少年の被害者供述については今後もさらに司法面接が利用され、被害から公判までの期間が比較的長期におよぶこと、また通状況と異なる裁判所という場所であることを鑑みると、記録書面ないしは記録映像が公判で利用される機会は増加していくだろう。しかし今回の研究の結果から少なくとも公判での提示方法に関しては、評価において影響を及ぼす可能性があるといえる。被疑者における供述の任意性評価では、映像によるバイアスが指摘されており、音声提示などが推奨されている(Lassiter,2011)。しかし被疑者の取調べでは、取調べ官と被疑者が対面で着席していることもバイアスに影響しているが、司法面接においては、対面に座るのではなく、両者が斜めに向かい合うよう座ることから、同様の問題は生じにくい可能性がある。また公判における評価も正確性や信用性の評価であり、児童や少年という性質から文字情報だけでなく、多くの情報量がある映像が好ましいのではないかと考えられる。ただし感情的でない映像を用いている点や年齢による評価がU字型分布となったことに関しては、公正な評価を行う上でもさらなる検討を行う必要がある。

研究2では、聴取者の外見的印象を一律にするために、アバターを利用することにより、司法面接を行うことの有効性の検討を目的とした。そのために研究2-1では、取調べ官の外見がアバター・人間で模擬的な取調べ映像を作成し、印象の評価を行ってもらい、外見により印象への影響について実験的に検討した。その結果、映像内の取調べ官への評価では、アバター条件での司法面接が安心感や信頼感を向上させることが示唆された。そこで研究2-2ではアバターを利用した司法面接を実際に行った際に、非聴取者が聴取者の印象評価へ及ぼす影響について実験室実験にて検討した。その結果、面接に対する印象評価および面接時の感情評価においては有意な差がみられず、面接者に対する評価の一部のみ、アバター条件が非アバター条件よりも有意に高いという結果となった。面接者に対する評価において、研究2-1と研究2-2では異なる結果となった。対話相手への印象形成の時間的な影響であるのであれば、長時間の面接であったとしても、面接開始初期においては好印象となるため、実際の利用においても有益である可能性がある。一方で、二者間での評価と第三者による評価に起因する差異であるならば、仮に利用されたとしても公判で証拠利用された際に、実際の被面接者の抱く印象と異なった印象を裁判員などの評価者が抱く可能性が高い。ほとんどの事件において公判で録画映像が証拠利用されることがないが、公判利用される可能性も考え、この要因について検討を行って行く必要があるだろう。

本研究では司法面接に関して、公判での証拠利用と新たな技術の利用の有効性の検討という2つの問題について検討を行った。刑事裁判では冤罪と取り逃がしという誤判を可能な限り少なくする必要があるが、一方で被害者のケアも必要となる。司法面接が日本で利用されるようになってまだ浅く、また被害者保護と適切な捜査や裁判のために、今後さらなる利用拡大していくだろう。今後もさらに制度や手法の向上のために、司法面接について多角的に知見を積み重ねていく必要がある。

文献

法務省.(2022). 代表者聴取の取組の実情. 法制審議会刑事法(性犯罪関係)部会 第5回会議配布資料.

Lamb, M. E., Orbach, Y., Hershkowitz, I., Esplin, P. W., & Horowitz, D. (2007). A structured forensic interview protocol improves the quality and informativeness of investigative interviews with children: A review of research using the NICHD Investigative Interview Protocol. *Child abuse & neglect*, 31(11-12), 1201-1231.

- Landström, S., & Granhag, P. A. (2008). Children's truthful and deceptive testimonies: How camera perspective affects adult observers' perception and assessment. *Psychology, Crime & Law*, 14(5), 381-396.
- Lassiter, G. D., & Irvine, A. A. (1986). Videotaped Confessions: The Impact of Camera Point of View on Judgments of Coercion 1. *Journal of Applied Social Psychology*, 16(3), 268-276.
- Lassiter, G. D., Ware, L. J., Ratcliff, J. J., & Irvin, C. R. (2009). Evidence of the camera perspective bias in authentic videotaped interrogations: Implications for emerging reform in the criminal justice system. *Legal and Criminological Psychology*, 14(1), 157-170.
- 緑大輔. (2020). 刑事手続における司法面接結果の録音録画媒体の使用: いわゆる代表者聴取を中心として. *法律時報*, 92(3), 40-46.
- 仲真紀子(編). (2016). 『子どもへの司法面接— 考え方・すすめ方とトレーニング』 有斐閣
- 仲真紀子. (2017). 実務における司法面接の課題: 非開示にどう取り組むか. *心理学評論*, 60(4), 404-418.
- 中田友貴, & 若林宏輔. (2020). 取調べ録画動画の提示方法が自白の任意性判断に及ぼす影響 日本独自の二画面同時提示方式と撮影焦点の観点から. *法と心理*, 18, 70-85.
- 武田悠衣・中田友貴・若林宏輔・仲真紀子. (2021). 職場でのセクシュアル・ハラスメントの事実調査における非対面式司法面接の効果. 2020年度人間科学研究所年次総会
- 吉田富二雄. (1984). 社会的相互作用場面における対人認知の研究 (2): 第3者(観察者)の視点を加えて. *筑波大学心理学研究*, (6), 35-39.

研究 1-1 質問項目

C1 被面接者(面接を受けていた子ども)に関する以下の項目について、どのような印象を持ちましたか？

	1.非常に低い (1)	2 (2)	3 (3)	4.どちらでもない (4)	5 (5)	6 (6)	7.非常に高い (7)
信憑性があった (1)	<input type="radio"/>						
好意的であった (2)	<input type="radio"/>						
自然であった (3)	<input type="radio"/>						
雄弁であった (4)	<input type="radio"/>						
知的に見えた (5)	<input type="radio"/>						
リラックスしていた (6)	<input type="radio"/>						
暖かい印象であった (7)	<input type="radio"/>						
親切に見えた (8)	<input type="radio"/>						
説得力のある話をした (9)	<input type="radio"/>						
有能に見えた (10)	<input type="radio"/>						

C2 被面接者(面接を受けていた子ども)の話について、あなたはどのように感じましたか？

	1.非常に低い (1)	2 (2)	3 (3)	4.どちらでもない (4)	5 (5)	6 (6)	7.非常に高い (7)
詳細さ (1)	<input type="radio"/>						
妥当性 (2)	<input type="radio"/>						
一貫性 (3)	<input type="radio"/>						
明確性 (4)	<input type="radio"/>						
臨場感 (5)	<input type="radio"/>						
自発性 (6)	<input type="radio"/>						
論理性 (7)	<input type="radio"/>						

C3 この二人の話には、説明できない点（誇張、矛盾、捏造、不正確な表現など）がどの程度含まれていると思われますか？

	1 (1)	2 (2)	3 (3)	4 (4)	5 (5)	6 (6)	7 (7)	
全くない	<input type="radio"/>	全て						

C4 被面接者(面接を受けていた子ども)の話は、客観的に見てどこまで自発的であったと思いますか？

	1 (1)	2 (2)	3 (3)	4 (4)	5 (5)	6 (6)	7 (7)	
全くない	<input type="radio"/>	全て						

C5 出来事の全体のうち、被面接者(面接を受けていた子ども)が語っていた割合は、どの程度だと思いますか？

	1 (1)	2 (2)	3 (3)	4 (4)	5 (5)	6 (6)	7 (7)	
全くない	<input type="radio"/>	全て						

C6 被面接者(面接を受けていた子ども)から提供された情報は、どの程度真実であったと思いますか？

	1 (1)	2 (2)	3 (3)	4 (4)	5 (5)	6 (6)	7 (7)	
全く真実 ではない	<input type="radio"/>	全て真実 であった						

C7a もし選ぶとしたら、次のうちどちらを選びますか？(いずれかを選択してください)

- 被面接者(面接を受けていた子ども)は出来事を体験していない (1)
- 被面接者(面接を受けていた子ども)は出来事を体験した (2)

C7b その選択にどの程度確証がありますか？

	0%	20%	40%	60%	80%	100%	
	1 (1)	2 (2)	3 (3)	4 (4)	5 (5)	6 (6)	
確信がない	<input type="radio"/>	確信がある					

C7c 評価の主な理由を簡潔にご記入ください。

ブロックの最後: (共通項目 C). 被面接者(面接を受けていた子ども)の評価(7 件法)

ブロックの開始: (共通項目 D). 面接者(聞き取りを行っていた女性)に対する評価(7 件法)

D 面接者(聞き取りを行っていた女性)に対して、どのような印象を持ちましたか？

	1.非常に低い (1)	2 (2)	3 (3)	4.どちらでもない (4)	5 (5)	6 (6)	7.非常に高い (7)
信憑性があった (1)	<input type="radio"/>						
好意的であった (2)	<input type="radio"/>						
自然であった (3)	<input type="radio"/>						
雄弁であった (4)	<input type="radio"/>						
知的に見えた (5)	<input type="radio"/>						
リラックスしていた (6)	<input type="radio"/>						
暖かい印象であった (7)	<input type="radio"/>						
親切に見えた (8)	<input type="radio"/>						
説得力のある話をした (9)	<input type="radio"/>						
有能に見えた (10)	<input type="radio"/>						

ブロックの最後: (共通項目 D). 面接者(聞き取りを行っていた女性)に対する評価(7 件法)

ブロックの開始: (共通項目 E). 自分自身の反応に対する評価(7 件法)

E1 あなたは、被面接者(面接を受けていた子ども)に対してどの程度、感情移入しましたか？

	1 (1)	2 (2)	3 (3)	4 (4)	5 (5)	6 (6)	7 (7)	
非常に低い	<input type="radio"/>	非常に高い						

E2 あなたは面接記録を見て、次のような感情をどの程度持ちましたか？

	1.非常に 低い (1)	2 (2)	3 (3)	4.どちらで もない (4)	5 (5)	6. (6)	7.非常に 高い (7)
不快感 (1)	<input type="radio"/>						
混乱 (2)	<input type="radio"/>						
恐怖心 (3)	<input type="radio"/>						
怒り (4)	<input type="radio"/>						
嫌悪感 (5)	<input type="radio"/>						
悲しみ (6)	<input type="radio"/>						
絶望 (7)	<input type="radio"/>						
罪悪感 (8)	<input type="radio"/>						
恥ずかしい (9)	<input type="radio"/>						

ブロックの最後: (共通項目 E). 自分自身の反応に対する評価(7 件法)

ブロックの開始: (研究 3:質問項目 I). 被面接者に対する被疑者の評価(7 件法)



I 被面接者(面接を受けていた子ども) について教えてください。

	1.非常に 低い (1)	2.(2)	3(3)	4.どちらで もない (4)	5(5)	6(6)	7.非常に 高い (7)
被面接者は、嘘をつく(意図的に真実ではない虚偽の情報を話す)可能性のある状況にいる (1)	<input type="radio"/>						
被面接者は、自身の利益を目的に嘘をつく可能性がある (2)	<input type="radio"/>						
被面接者は、他者の利益を目的に嘘をつく可能性がある (3)	<input type="radio"/>						

ブロックの最後: (研究 3:質問項目 I). 被面接者に対する被疑者の評価(7 件法)

ブロックの開始: (研究 3:質問項目 J). Criteria-Based Content Analysis (CBCA)による信用性評価(3 件法)

J 被面接者 (面接を受けていた子ども)の話について、あなたは下記の項目をどのように評価しますか。

	1.基準に全く 合致しない (1)	2 (2)	3.明らかに基準に 合致する (3)
被面接者の話は、論理的に矛盾がなく一貫している (1)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
被面接者が話す内容の順序は、時系列に沿っている (2)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
被面接者の話は、場所・時間・人・もの・出来事など詳細な情報が多い (3)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
被面接者の話は、被面接者自身の日常や習慣と関連づけて説明されている (例：「彼が最初に近づいてきたのは、夏休みで、庭にいたときでした」) (4)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
被面接者の話には、被面接者と犯人であるとされる人物との間に相互に関連する情報が含まれている (例：「私のお母さんが部屋に入ってきたとき、彼は笑うのをやめました」) (5)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
被面接者は、目撃した際に聞いた会話をそのままの形で再現している (例：「そして、『これはあなたのコートですか』と彼は尋ねました」) (6)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

被面接者の話には、予想できない情報が含まれている(例:子どもが「犯人は車のエンジンをうまくスタートできなかった」と述べる) (7)



被面接者の話には、一般的ではなく思いがけないものであるが、意味のある詳細情報が含まれている(例:犯人の腕に入れ墨があった、犯人が口ごもったという目撃者の供述) (8)



被面接者の話には、事件には関連しないが詳細な情報が含まれている(例:犯人は猫アレルギーだったので、寝室に入ってきた猫を追い払った) (9)



被面接者の話には、被面接者自身が理解できていないまたは誤解した情報が含まれている(例:子どもが、大人の性的行為の意味を理解できず、その行為をくしゃみや痛みと関連づけて誤解して説明する) (10)



被面接者の話には、目撃した事件とは関連しないが、関連する出来事についての情報が含まれている（例：犯人がほかの女性との性交渉について話しているのを聞いたと目撃者が述べる）（11）



被面接者の話には、被面接者自身が体験した感情の変化や思考が含まれている（12）



被面接者の話には、犯人とされる人の感情や思考、動機に関する情報が含まれている（13）



被面接者は、面接者に指摘される前に、情報の訂正や追加を行っている（14）



被面接者は、被面接者自身の記憶の欠如を認める発言をしている（例：「知りません」「覚えていません」）（15）



被面接者は、被面接者自身の記憶に対して疑念や不信感を持っている（例：「たぶん」「自信はありませんが」「私自身、すべてが本当に奇妙に聞こえることはわかっています」）（16）



被面接者の話には、被面接者自身を批判する、または不利にする情報が含まれている(例:「彼を家に招いた私がバカだった」) (17)



被面接者の話には、犯人とされる人を非難しない、あるいは、その行動を許すような情報が含まれている (18)



被面接者の話には、一般の人の直感には反するが、専門家にとっては典型的であると判断される情報が含まれている (19)



ブロックの最後: (研究 3:質問項目 J). Criteria-Based Content Analysis (CBCA)による信用性評価(3 件法)

ブロックの開始: (研究 2:質問項目 H). 面接の録画に関する質問(7 件法)



H 面接を記録することについて自分の考えと合うものを選択してください。特に今回提示された面接記録

ではなく、一般的な面接の記録に関する自分の考えを回答してください。

	1.非常に 低い (1)	2 (2)	3 (3)	4.どちらで もない (4)	5 (5)	6 (6)	7.非常に 高い (7)
証言は、正確な記録ができるように、録画することが望ましい。(1)	<input type="radio"/>						
被面接者は、カメラがあると緊張し、話せなくなる。(2)	<input type="radio"/>						
カメラがあると、面接者と被面接者の信頼関係が築けない。(3)	<input type="radio"/>						
カメラがあると、面接者の不適切な態度(誘導、圧力等)が抑制される。(4)	<input type="radio"/>						

録画は、個人のプライバシー情報等すべて記録されるので、法廷での証拠にするのはふさわしくない。

(5)

個人情報を守るため、法廷で録画を使用する場合は、一定の制約が設けられるべきである。

(6)

被害者は録画されることを嫌がるであろう。

(7)

目撃者は録画されることを嫌がるであろう。

(8)

被疑者は録画されることを嫌がるであろう。



(9)

面接を繰り返すと、証言があいまいになったり、言うことが変わったりするので、面接は1度だけ行い、録画するのが望ましい。(10)



面接を繰り返すことは、被面接者に精神的な負担を与えるので、面接は1度だけ行い、録画するのが望ましい。(11)



面接を繰り返すと、記憶がよみがえり、より正確な供述ができるようになる。

(12)

実務上、面接を繰り返すことはやむを得ない。

(13)

面接を録画する場合は、重要な場面だけでなく、すべての面接を最初から最後まで録画すべきである。

(14)

【性被害の場合】面接は、女性面接官が行うべきである。

(15)

【性被害
の場合】心
のケアを
しつつ事
実確認を
行うのが
よい(カウ
ンセラー
等が面接
するのが
よい)。
(16)

【性被害
の場合】心
のケアと
事実確認
は、別の
人が行う
のがよい。
(17)

【被疑者
への面接
の場合】カ
メラがあ
ると、被
疑者は自
白しなくな
る。(18)

【被疑者
への面接
の場合】カ
メラがあ
ると、虚
偽自白が
起きにく
くなる。(19)

被害者の
面接は、録
画すべき
である。

(20)

目撃者の
面接は、録
画すべき
である。

(21)

被疑者の
面接は、録
画すべき
である。

(22)

ブロックの最後: (研究 2:質問項目 H). 面接の録画に関する質問(7 件法)

ブロックの開始: (研究 4:質問項目 K). 目撃供述に関する質問(7 件法)

K 目撃証言について自分の考えと合うものを選択してください。今回提示された面接の記録ではなく、一

一般的な目撃証言に関する自分の考えを回答してください。

	1.全く そう思わ ない (1)	2.(2)	3(3)	4.どちらで もない (4)	5(5)	6(6)	7.非常に そう思う (7)
極度のス トレスは 目撃証言 の正確さ を低める。 (1)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
凶器が存 在すると、 目撃者が 犯人の顔 を識別す る際の正 確性は損 なわれる。 (21)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
事件を目 撃した時 間が短け れば短い ほど、その 事件につ いての記 憶は少な くなる。 (3)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
目撃者の 確信度が 高いから とって、 識別は正 確である とは限ら ない。(4)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

出来事の
目撃証言
は、目撃者
が実際に
見たもの
だけでなく、のちに
得た情報
の影響を
受ける。



(5)

目撃者は
別の状況
や文脈で
見た人物
を、犯人だ
として識
別すること
がある。



(6)

アルコール
による
酩酊は、後
で人物や
出来事を
想起する
能力を損
なう。(8)



外傷的な
体験は長
年にわた
り抑圧さ
れ、その
後、回復
されることが
ある。



(9)

真の記憶
と虚偽の
記憶を正
確に弁別
することは可能で
ある。(10)

幼児の証
人は、成人
の証人に
比べ、正確
さの度合
いが低い。
(11)

面通しの
際(事件の
関係者に
容疑者本
人または
写真を見
せて犯人
かどうか
を確かめ
ること)、
警察がど
のような
教示を行
うかは、識
別の正確
さに影響
を及ぼす。
(12)

出来事に関する目撃証言は、具体的にどのような形式や内容の質問をされるかによって影響を受ける。

(14)

最初に被疑者の写真を見てしまうと、後の面通しでその人物を選んでしまう可能性が高まる。

(16)

幼児は大人よりも、事情聴取時における暗示や、他者からの圧力、その他の社会的影響を受けやすい。(17)



目撃者の出来事の知覚や記憶は、その目撃者の態度や期待によって影響を受ける。

(19)

目撃者に催眠をかけると、誘導質問や誤誘導質問にひっかかりやすくなる。

(20)

自分と同じ人種の人を識別するほうが(例えば東洋人が東洋人を識別するなど)、他人種の人を識別(例えば東洋人が白人を識別するなど)よりも正確である。

(22)

知的障害児は健常児よりも、他者の言動によって誘導されやすい。

(7)

健常児と、同程度の知的能力を有する知的障害児（例えば10歳の健常児と、10歳程度の知的能力を有する知的障害児）を比べると、前者の方が実際に起こった出来事を正確に記憶している。

(15)



知的な遅れのある子どもの証言は知的な遅れのない子どもの証言と比べて信用性が低い。
(18)



ブロックの最後: (研究 4:質問項目 K). 目撃供述に関する質問(7 件法)

ブロックの開始: (研究 2:共通項目 G)司法面接に関する知識の操作チェック

G1 「司法面接」という言葉を聞いたことがありますか。

聞いたことがある (1)

聞いたことがない (2)

この質問を表示:

If 「司法面接」という言葉を聞いたことがありますか。 = 聞いたことがある

G1-a 「司法面接」をどの程度理解していますか

- 非常に理解している (1)
- 理解している (2)
- 少し理解している (3)
- あまり理解していない (4)
- 理解していない (5)
- 全く理解していない (6)

研究 1-2 質問項目

被面接者(面接を受けていた目撃者)に関する以下の項目について、どのような印象を持ちましたか？

	1.非常に低い (1)	2 (2)	3 (3)	4.どちらでもない (4)	5 (5)	6 (6)	7.非常に高い (7)
信憑性があった (1)	<input type="radio"/>						
好意的であった (2)	<input type="radio"/>						
自然であった (3)	<input type="radio"/>						
雄弁であった (4)	<input type="radio"/>						
知的に見えた (5)	<input type="radio"/>						
リラックスしていた (6)	<input type="radio"/>						
暖かい印象であった (7)	<input type="radio"/>						
親切に見えた (8)	<input type="radio"/>						
説得力のある話をした (9)	<input type="radio"/>						
有能に見えた (10)	<input type="radio"/>						

被面接者(面接を受けていた目撃者)の話について、あなたはどのように感じましたか？

	1.非常に低い (1)	2 (2)	3 (3)	4.どちらでもない (4)	5 (5)	6 (6)	7.非常に高い (7)
詳細さ (1)	<input type="radio"/>						
妥当性 (2)	<input type="radio"/>						
一貫性 (3)	<input type="radio"/>						
明確性 (4)	<input type="radio"/>						
臨場感 (5)	<input type="radio"/>						
自発性 (6)	<input type="radio"/>						
論理性 (7)	<input type="radio"/>						

この二人の話には、説明できない点(誇張、矛盾、捏造、不正確な表現など)がどの程度含まれていると思われるですか？

	1 (1)	2 (2)	3 (3)	4 (4)	5 (5)	6 (6)	7 (7)	
全くない	<input type="radio"/>	全て						

被面接者(面接を受けていた目撃者)の話は、客観的に見てどこまで自発的であったと思いますか？

	1 (1)	2 (2)	3 (3)	4 (4)	5 (5)	6 (6)	7 (7)	
全くない	<input type="radio"/>	全て						

出来事の全体のうち、被面接者(面接を受けていた目撃者)が語っていた割合は、どの程度だと思いますか？

	1 (1)	2 (2)	3 (3)	4 (4)	5 (5)	6 (6)	7 (7)	
全くない	<input type="radio"/>	全て						

被面接者(面接を受けていた目撃者)から提供された情報は、どの程度真実であったと思いますか？

	1 (1)	2 (2)	3 (3)	4 (4)	5 (5)	6 (6)	7 (7)	
全く真実 ではない	<input type="radio"/>	全て真実 であった						

もし選ぶとしたら、次のうちどちらを選びますか？(いずれかを選択してください)

- 被面接者(面接を受けていた目撃者)は出来事を体験していない (1)
- 被面接者(面接を受けていた目撃者)は出来事を体験した (2)

その選択にどの程度確証がありますか？

	0%	20%	40%	60%	80%	100%	
	1 (1)	2 (2)	3 (3)	4 (4)	5 (5)	6 (6)	
確信がない	<input type="radio"/>	確信がある					

評価の主な理由を簡潔にご記入ください。

ブロックの最後: (共通項目 C). 被面接者(面接を受けていた子ども)の評価(7 件法)

ブロックの開始: (共通項目 D). 面接者(聞き取りを行っていた女性)に対する評価(7 件法)

面接者(聞き取りを行っていた女性)に対して、どのような印象を持ちましたか？

	1.非常に低い (1)	2 (2)	3 (3)	4.どちらでもない (4)	5 (5)	6 (6)	7.非常に高い (7)
信憑性があった (1)	<input type="radio"/>						
好意的であった (2)	<input type="radio"/>						
自然であった (3)	<input type="radio"/>						
雄弁であった (4)	<input type="radio"/>						
知的に見えた (5)	<input type="radio"/>						
リラックスしていた (6)	<input type="radio"/>						
暖かい印象であった (7)	<input type="radio"/>						
親切に見えた (8)	<input type="radio"/>						
説得力のある話をした (9)	<input type="radio"/>						
有能に見えた (10)	<input type="radio"/>						

ブロックの最後: (共通項目 D). 面接者(聞き取りを行っていた女性)に対する評価(7 件法)

ブロックの開始: (共通項目 E). 自分自身の反応に対する評価(7 件法)

あなたは、被面接者(面接を受けていた目撃者)に対してどの程度、感情移入しましたか？

	1 (1)	2 (2)	3 (3)	4 (4)	5 (5)	6 (6)	7 (7)	
非常に低い	<input type="radio"/>	非常に高い						

あなたは面接記録を見て、次のような感情をどの程度持ちましたか？

	1.非常に 低い (1)	2 (2)	3 (3)	4.どちらで もない (4)	5 (5)	6. (6)	7.非常に 高い (7)
不快感 (1)	<input type="radio"/>						
混乱 (2)	<input type="radio"/>						
恐怖心 (3)	<input type="radio"/>						
怒り (4)	<input type="radio"/>						
嫌悪感 (5)	<input type="radio"/>						
悲しみ (6)	<input type="radio"/>						
絶望 (7)	<input type="radio"/>						
罪悪感 (8)	<input type="radio"/>						
恥ずかしい (9)	<input type="radio"/>						

この質問項目では必ず「5」を選択してください。

	1 (1)	2 (2)	3 (3)	4 (4)	5 (5)
この質問項目では必ず「5」を選択してください (1)	<input type="radio"/>				

ブロックの最後: (共通項目 E). 自分自身の反応に対する評価(7 件法)

ブロックの開始: (研究 2:質問項目 H). 面接の録画に関する質問(7 件法)



面接を記録することについて自分の考えと合うものを選択してください。特に今回提示された面接記録で

はなく、一般的な面接の記録に関する自分の考えを回答してください。

	1.非常に 低い (1)	2 (2)	3 (3)	4.どちらで もない (4)	5 (5)	6 (6)	7.非常に 高い (7)
証言は、正確な記録ができるように、録画することが望ましい。(1)	<input type="radio"/>						
被面接者は、カメラがあると緊張し、話せなくなる。(2)	<input type="radio"/>						
カメラがあると、面接者と被面接者の信頼関係が築けない。(3)	<input type="radio"/>						
カメラがあると、面接者の不適切な態度(誘導、圧力等)が抑制される。(4)	<input type="radio"/>						

録画は、個人のプライバシー情報等すべて記録されるので、法廷での証拠にするのはふさわしくない。

(5)

個人情報を守るため、法廷で録画を使用する場合は、一定の制約が設けられるべきである。

(6)

被害者は録画されることを嫌がるであろう。

(7)

目撃者は録画されることを嫌がるであろう。

(8)

被疑者は録画されることを嫌がるであろう。



(9)

面接を繰り返すと、証言があいまいになったり、言うことが変わったりするので、面接は1度だけ行い、録画するのが望ましい。(10)



面接を繰り返すことは、被面接者に精神的な負担を与えるので、面接は1度だけ行い、録画するのが望ましい。(11)



面接を繰り返すと、記憶がよみがえり、より正確な供述ができるようになる。

(12)

実務上、面接を繰り返すことはやむを得ない。

(13)

面接を録画する場合は、重要な場面だけでなく、すべての面接を最初から最後まで録画すべきである。

(14)

【性被害の場合】面接は、女性面接官が行うべきである。

(15)

【性被害
の場合】心
のケアを
しつつ事
実確認を
行うのが
よい(カウ
ンセラー
等が面接
するのが
よい)。
(16)

【性被害
の場合】心
のケアと
事実確認
は、別の
人が行う
のがよい。
(17)

【被疑者
への面接
の場合】カ
メラがあ
ると、被
疑者は自
白しなくな
る。(18)

【被疑者
への面接
の場合】カ
メラがあ
ると、虚
偽自白が起
きにくくな
る。(19)

被害者の
面接は、録
画すべき
である。

(20)

目撃者の
面接は、録
画すべき
である。

(21)

被疑者の
面接は、録
画すべき
である。

(22)

ブロックの最後: (研究 2:質問項目 H). 面接の録画に関する質問(7 件法)

ブロックの開始: (研究 4:質問項目 K). 目撃供述に関する質問(7 件法)

目撃証言について自分の考えと合うものを選択してください。今回提示された面接の記録ではなく、一般

的な目撃証言に関する自分の考えを回答してください。

	1.全く そう思わ ない (1)	2.(2)	3(3)	4.どちらで もない (4)	5(5)	6(6)	7.非常に そう思う (7)
極度のストレスは目撃証言の正確さを低める。 (1)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
凶器が存在すると、目撃者が犯人の顔を識別する際の正確性は損なわれる。 (21)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
事件を目撃した時間が短ければ短いほど、その事件についての記憶は少なくなる。 (3)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
目撃者の確信度が高いからといって、識別は正確であるとは限らない。 (4)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

出来事の
目撃証言
は、目撃者
が実際に
見たもの
だけでなく、のちに
得た情報
の影響を
受ける。



(5)

目撃者は
別の状況
や文脈で
見た人物
を、犯人だ
として識
別すること
がある。



(6)

アルコール
による
酩酊は、後
で人物や
出来事を
想起する
能力を損
なう。(8)



外傷的な
体験は長
年にわた
り抑圧さ
れ、その
後、回復
されることが
ある。



(9)

真の記憶
と虚偽の
記憶を正
確に弁別
することは可能で
ある。(10)

幼児の証
人は、成人
の証人に
比べ、正確
さの度合
いが低い。
(11)

面通しの
際(事件の
関係者に
容疑者本
人または
写真を見
せて犯人
かどうか
を確かめ
ること)、
警察がど
のような
教示を行
うかは、識
別の正確
さに影響
を及ぼす。
(12)

出来事に関する目撃証言は、具体的にどのような形式や内容の質問をされるかによって影響を受ける。



(14)

最初に被疑者の写真を見てしまうと、後の面通しでその人物を選んでしまう可能性が高まる。



(16)

幼児は大人よりも、事情聴取時における暗示や、他者からの圧力、その他の社会的影響を受けやすい。(17)



目撃者の出来事の知覚や記憶は、その目撃者の態度や期待によって影響を受ける。

(19)

目撃者に催眠をかけると、誘導質問や誤誘導質問にひっかかりやすくなる。

(20)

自分と同じ人種の人を識別するほうが(例えば東洋人が東洋人を識別するなど)、他人種の人を識別(例えば東洋人が白人を識別するなど)よりも正確である。

(22)

知的障害児は健常児よりも、他者の言動によって誘導されやすい。

(7)

健常児と、同程度の知的能力を有する知的障害児（例えば10歳の健常児と、10歳程度の知的能力を有する知的障害児）を比べると、前者の方が実際に起こった出来事を正確に記憶している。

(15)



知的な遅れのある子どもの証言は知的な遅れのない子どもの証言と比べて信用性が低い。
(18)



ブロックの最後: (研究 4:質問項目 K). 目撃供述に関する質問(7 件法)

ブロックの開始: (研究 2:共通項目 G)司法面接に関する知識の操作チェック

「司法面接」という言葉を聞いたことがありますか。

- 聞いたことがある (1)
- 聞いたことがない (2)

「司法面接」をどの程度理解していますか

- 非常に理解している (1)
- 理解している (2)
- 少し理解している (3)
- あまり理解していない (4)
- 理解していない (5)
- 全く理解していない (6)

研究 2-1 質問項目

映像の発話者に対して、どのような印象を持ちましたか？

	1.非常に低い	2	3	4.どちらでもない	5	6	7.非常に高い
信憑性があった	<input type="radio"/>						
好意的であった	<input type="radio"/>						
自然であった	<input type="radio"/>						
雄弁であった	<input type="radio"/>						
知的に見えた	<input type="radio"/>						
リラックスしていた	<input type="radio"/>						
暖かい印象であった	<input type="radio"/>						
親切に見えた	<input type="radio"/>						
説得力のある話をした	<input type="radio"/>						
有能に見えた	<input type="radio"/>						

ブロックの最後: (共通項目 D). 発話者に対する評価(7 件法)

ブロックの開始: (共通項目 E). 自分自身の反応に対する評価(7 件法)

この質問項目では必ず「5」を選択してください。

	1	2	3	4	5
この質問項目 では必ず「5」を 選択してくだ さい	<input type="radio"/>				

面接を記録することについて自分の考えと合うものを選択してください。一般的な面接の記録に関する自

分の考えを回答してください。

	1.非常に 低い	2	3	4.どちらで もない	5	6	7.非常に 高い
証言は、正確な記録ができるように、録画することが望ましい。	<input type="radio"/>						
被面接者は、カメラがあると緊張し、話せなくなる。	<input type="radio"/>						
カメラがあると、面接者と被面接者の信頼関係が築けない。	<input type="radio"/>						
カメラがあると、面接者の不適切な態度（誘導、圧力等）が抑制される。	<input type="radio"/>						

録画は、個人のプライバシー情報等すべて記録されるので、法廷での証拠にするのはふさわしくない。

○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

個人情報を守るため、法廷で録画を使用する場合は、一定の制約が設けられるべきである。

○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

被害者は録画されることを嫌がるであろう。

○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

目撃者は録画されることを嫌がるであろう。

○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

被疑者は録画されることを嫌がるであろう。

○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

面接を繰り返すと、証言があいまいになったり、言うことが変わったりするので、面接は1度だけ行い、録画するのが望ましい。



面接を繰り返すことは、被面接者に精神的な負担を与えるので、面接は1度だけ行い、録画するのが望ましい。



面接を繰り返すと、記憶がよみがえり、より正確な供述ができるようになる。



実務上、面接を繰り返すことはやむを得ない。

面接を録画する場合は、重要な場面だけでなく、すべての面接を最初から最後まで録画すべきである。

【性被害の場合】面接は、女性面接官が行うべきである。

【性被害の場合】心のケアをしつつ事実確認を行うのがよい(カウンセラー等が面接するのがよい)。

【性被害
の場合】心
のケアと
事実確認
は、別の
人が行う
のがよい。

【被疑者
への面接
の場合】カ
メラがあ
ると、被
疑者は自
白しなくな
る。

【被疑者
への面接
の場合】カ
メラがあ
ると、虚
偽自白が
起きにく
くなる。

被害者の
面接は、
録画すべ
きである。

目撃者の
面接は、
録画すべ
きである。

被疑者の
面接は、
録画すべ
きである。

研究 2-2 質問項目

面接者の質問は分かりやすかったですか？

- 1 とても分かりにくかった
- 2
- 3
- 4
- 5
- 6
- 7 とても分かりやすかった



面接者の態度は威圧的でしたか？

- 1 とても威圧的でなかった
 - 2
 - 3
 - 4
 - 5
 - 6
 - 7 とても威圧的だった
-



面接者は親しみやすかったですか？

- 1 とても親しみやすくなかった
 - 2
 - 3
 - 4
 - 5
 - 6
 - 7 とても親しみやすかった
-



面接者はあなたを誘導しようとしたか？

- 1 とても誘導的でなかった
 - 2
 - 3
 - 4
 - 5
 - 6
 - 7 とても誘導的だった
-



面接者に対して、話しやすかったですか？

- 1 とても話しにくかった
- 2
- 3
- 4
- 5
- 6
- 7 とても話しやすかった

ブロックの最後: (項目 B) 面接に対する印象評価 (7 件法) (福島・三浦・巖島, 2016)

ブロックの開始: (項目 C) 面接者に対する評価 (7 件法)



面接者に対して、どのような印象を持ちましたか？

	1 非常に 低い	2	3	4 どちら でもない	5	6	7 非常に 高い
信憑性が あった	<input type="radio"/>						
好意的で あった	<input type="radio"/>						
自然であ った	<input type="radio"/>						
雄弁であ った	<input type="radio"/>						
知的に見 えた	<input type="radio"/>						
リラック スしてい た	<input type="radio"/>						
暖かい印 象であっ た	<input type="radio"/>						
親切に見 えた	<input type="radio"/>						
説得力の ある話を した	<input type="radio"/>						
有能に見 えた	<input type="radio"/>						

ブロックの最後: (項目 C) 面接者に対する評価 (7 件法)

ブロックの開始: (項目 D) 自分自身の反応に対する評価 (7 件法)



あなたは面接を受けて、次のような感情をどの程度持ちましたか？

	1 非常に低い	2	3	4 どちらでもない	5	6	7 非常に高い
不快感	<input type="radio"/>						
混乱	<input type="radio"/>						
恐怖心	<input type="radio"/>						
怒り	<input type="radio"/>						
嫌悪感	<input type="radio"/>						
悲しみ	<input type="radio"/>						
絶望	<input type="radio"/>						
罪悪感	<input type="radio"/>						
恥ずかしい	<input type="radio"/>						

ブロックの最後: (項目 D) 自分自身の反応に対する評価 (7 件法)

ブロックの開始: (項目 E) 司法面接に関する知識の操作チェック



「司法面接」という言葉を聞いたことがありますか。

- 聞いたことがある
 - 聞いたことがない
-



「司法面接」をどの程度理解していますか

- 非常に理解している
- 理解している
- 少し理解している
- あまり理解していない
- 理解していない
- 全く理解していない